

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月11日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社きむら 香川県高松市太田上町1090番地1		
大規模小売店舗の名称及び所在地		新鮮市場きむら春日店 高松市木太町字中浜2794番 外		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者		
		氏名 (名称)	代表者 (法人の 場合)	住所
		株式会 社きむ ら	代表取締 役 木村 宏雄	香川県高松市 太田上町1090 番地1
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年10月30日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,379平方メートル		
大規模小売店舗の施設の 配置に関する事項	駐車場の位置及び収容 台数	位置〔別添資料-3〕	収容 台数	
		建物南側〔資料-3平面図 兼配置図上に記載・駐車場 No.1〕	66台	
		建物敷地東側〔資料-3平 面図兼配置図上に記載・駐 車場No.2〕	46台	
		合計	112 台	
※別途、従業員用駐車場68台を確保する。				
	駐輪場の位置及び収容 台数	位置〔別添資料-3〕	収容 台数	
		建物南側〔資料-3平面図 兼配置図上に記載・駐輪 場〕	40台	
	荷さばき施設の位置及び 面積	位置〔別添資料-3〕	面積	
		建物東側〔資料-3平面 図兼配置図上に記載・荷 さばき施設〕	60平方 メートル	

	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置〔別添資料-3〕 建物内東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・廃棄物等保管施設〕	容量 6.84立方メートル											
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後12時												
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	<table border="1"> <tr> <td>駐車場No.〔別添資料-3〕</td> <td>駐車場利用可能時間帯</td> </tr> <tr> <td>駐車場No.1</td> <td>午前6時30分～午前0時30分</td> </tr> <tr> <td>駐車場No.2</td> <td>午前9時00分～午後9時00分</td> </tr> </table>	駐車場No.〔別添資料-3〕	駐車場利用可能時間帯	駐車場No.1	午前6時30分～午前0時30分	駐車場No.2	午前9時00分～午後9時00分						
	駐車場No.〔別添資料-3〕	駐車場利用可能時間帯												
	駐車場No.1	午前6時30分～午前0時30分												
	駐車場No.2	午前9時00分～午後9時00分												
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場No.〔別添資料-3〕</th> <th>出入口の数</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場No.1</td> <td>2箇所</td> <td>建物敷地東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕</td> </tr> <tr> <td>駐車場No.2</td> <td>1箇所</td> <td>建物敷地東側駐車場西側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・出入口No.3〕</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	駐車場No.〔別添資料-3〕	出入口の数	位置	駐車場No.1	2箇所	建物敷地東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕	駐車場No.2	1箇所	建物敷地東側駐車場西側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・出入口No.3〕	合計	3箇所		
駐車場No.〔別添資料-3〕	出入口の数	位置												
駐車場No.1	2箇所	建物敷地東側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・出入口No.1、出入口No.2〕												
駐車場No.2	1箇所	建物敷地東側駐車場西側〔資料-3平面図兼配置図上に記載・出入口No.3〕												
合計	3箇所													
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時00分～午後10時00分													

2. 届出年月日

平成28年2月29日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課

縦覧期  
間

平成28年3月11日から平成28年7月11日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年7月11日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ